

「小樽市過疎地域持続的発展市町村計画(原案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え

1 意見等の提出者数	2人
2 意見等の件数	16件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数	3件
4 意見等の概要及び市の考え方	

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	11 ページの⑤「生活安全」について、最近、コンピューターウイルスやフィッシング詐欺など、インターネット上のトラブルに巻き込まれることも含まれているのか。これも十分、生活を脅かす問題なので考えてほしい。	この項目にある、「多様化・複雑化している消費生活相談」には、御意見に関するトラブルに対する相談も含まれていますので、原案のとおりといたします。
2	11 ページの⑩「市街地整備」について、都市基盤の有効活用とあるが、すでに老朽化で機能不全を起こしているものが最近目立つので、有効活用の前に再整備をどうするかを盛り込むべきである。	老朽化した都市基盤の再整備については、計画(原案)の「5 交通基盤の整備、交通手段の確保」(39ページ～)、「6 生活環境の整備」(44ページ～)の各頁において、都市基盤の適切な整備や維持管理に努めていくことを記載しています。
3	12 ページのⅢ①「地域間交流(国際交流)」について、姉妹都市との交流を主に、諸外国との相互理解と国際化を考えているが、現状、姉妹都市の使節団より、外国人観光客と接する機会の方が多いと思う。外国人観光客に関しては考えなくて良いのか。	外国人観光客との交流については、「観光」の分野における「小樽の魅力を共有する取組」として記載しています。(13ページ、28ページ)
4	12 ページのⅣ②「農林業」について、小樽を含む後志地域は北海道の他の地域に比べ、栽培できる野菜や果樹の範囲が広いので、農産物も「水産業」の項目同様、小樽らしい加工品の商品開発やブランド化を考えてほしい。	複数の若手生産者が小樽の野菜、とりわけミニトマトの普及拡大に注力されており、ミニトマトやその加工品の商品開発及びブランド化に向けて連携・協力を努めてまいります。具体的な方策につきましては、今後、いただいた御意見を踏まえ検討してまいります。
5	13 ページの「観光」について、ナイトツーリズム、インバウンド、オーバーツーリズムと、横文字が多用されているが、脚注を入れてほしい。	御意見を踏まえ、以下の注釈を追記します。 「ナイトツーリズム」…夕方から深夜(一般的に午後6時から翌朝6時まで)にかけて行われる観光活動全般を指す。 「インバウンド」…外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。これに対し、自国から外国へ出かける旅行をアウトバウンドまたは海外旅行という。 「オーバーツーリズム」…特定の観光地において、訪問客の著しい増加等が、地域住民の生活や自然環境、景観等に対して受忍限度を超える負の影響をもたらしたり、観光客の満足度を著しく低下させるような状況。
6	16 ページの⑧「地域医療」について、市立病院の経営健全化を記述しているが、仮にほとんどの市民が健康で病気をしない理想的な状態になると患者がいなく病院は赤字化するが、これを問題視するのは違和感を感じる。理想的な状況でも万が一のために病院は必要なので、収支がマイナスになっても医療を提供できるよう市のバックアップ体制をつくることを記述すべきである。	持続可能な地域医療提供体制を確保するため、市立病院の経営効率化は必要なことと考えております。また、医療体制に対する市の支援などの取組については、60ページ(「7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進」)、64ページ(「8 医療の確保」)に記載しています。

No.	意見等の概要	市の考え方等
7	27 ページの「エ商業」で、観光客の商店街への回遊性を高めることによる消費拡大を課題としているが、地元住民の商店街離れも課題であると思う。コロナの流行時、観光客が途絶えた際、地元住民が商店街から離れてしまっていたために、多くの商店が苦境に立たされていた。そもそも、地元住民が利用したくない店に、観光客は行きたくないと思うので、地元住民に評価される商店街づくりを盛り込むべきである。	商店街については、地元住民にとっても魅力ある買い物環境となることが必要と考えていますので、御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ・「3 産業の振興」、「エ 商業」(27ページ)の本文中、 <u>下線部分</u> を追記 「こうした特色を生かし、市民の暮らしを支えるとともに、本市を訪れる多くの観光客の商店街への回遊性を高め消費の拡大を図るため、魅力ある買い物環境の創出が必要となっています。」
8	28 ページの「オ観光」について、北海道新幹線はいつ完成するか分からない上、仮に開通しても、新小樽(仮称)駅に停車する列車の便数は限りなく少ないことが予想されるため、新幹線に大きな期待を持つのは危険である。	北海道新幹線の札幌延伸については、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会にて策定している「新小樽(仮称)駅利用促進戦略」において、新幹線の乗降客数や停車本数を増加させる取組を推進することとしており、新小樽(仮称)駅への停車便数が限りなく少ないものとは考えておらず、交流人口増加などの開業効果が見込まれます。
9	28 ページの「オ観光」について、小樽を訪れる観光客の多くは新千歳空港から来る外国人で、新幹線とはあまり関係がないと思われる。逆に、小樽をただ通過し、東京から札幌に快適に行ける新幹線の開業で、小樽への訪問者が減る可能性があるのではないか。また、倶知安方面への高速道路延伸で、小樽を素通りして、札幌や新千歳空港から倶知安・ニセコに行くことが可能になることも問題だ。小樽がただの通過点にならないようにすることを課題として明記すべきである。	また、新幹線や高速道路などの広域交通は、地域間交流の推進や災害時の避難・輸送など多様な役割を担っていることから、広域交通網の整備推進を図るとともに、新幹線新駅周辺整備や新幹線開業を見据えた観光振興などを進めていく考えです。 28ページの「オ観光」において、「新幹線の可能性」や「北海道新幹線の札幌延伸を意識した地域連携についての検討」について記載されておりますが、新幹線開業に伴う検討は必要なものであり、小樽がただの通過点とならないよう、「観光客が多彩で奥深い魅力を体感し、何度でも訪れたいと思えるまち」を目指し、取組を進めてまいります。
10	40 ページの「ウ交通」について、北海道新幹線の札幌延伸による交流人口の増加をあげているが、そうならないと思う。上記のとおり、小樽を停車せずに素通りする便の増加で、小樽に立ち寄りやすくなると思う。また、在来線の廃止で、ニセコ方面へ行く外国人観光客のルートが、新千歳空港から登別・洞爺経由でニセコに至るルートに変わり、小樽には来なくなると思う。在来線の存続を課題にあげた方が賢明ではないか。	なお、並行在来線については、小樽市も参画している北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議において、持続性や沿線自治体の将来負担など様々な観点で比較検討した上で、北海道新幹線の札幌延伸に伴い、バス転換する方向性が決まっております。現状その判断を見直す考えはありません。 以上のことから、原案のとおりといたします。
11	78 ページ 13(1)の「ア市街地整備」について、上記に関連して、新幹線を活用したまちづくりを目指しているが、新幹線にこだわらない方が良いのではないか。	
12	55 ページの「イ高齢者福祉」について、高齢者は介護されることが前提になっているが、小樽市の高齢化率は深刻なまでに高いので、高齢者の方々に働いてもらわないと、生活が成り立たない状況にある。高齢者が社会で活躍しやすいような環境を整備することも高齢者福祉ではないか。	高齢者が社会で活躍しやすいような環境を整備することは必要と考えており、高齢者自身も地域の支え手として活躍でき、社会参加が促進され、生きがいを持ちながら、生き生きと生活できるよう、高齢者の生きがいづくりの推進に取り組むことを記載しています。(56ページ) なお、「人材育成(雇用・労働)」においても、人材確保のため、高齢者の就労支援の必要性と、安定した雇用の確保や多様な人材の就労支援、地元定着の促進に取り組むことを記載しています。(20ページ)
13	62 ページの「8医療の確保」(1)について、小樽市立病院を地域医療支援病院とすることにこだわらない方が良いのではないか。かかりつけ医となる町医者が高齢化で診療所を閉鎖してきており、病院を利用しにくくなっている。直接、小樽市立病院のような総合病院に行かざるを得ない人たちが増えると思うので、柔軟に対応するような体制を整備した方が良いのではないか。	御指摘の、かかりつけ医となる地域の診療所等が医師の高齢化により閉鎖され、その結果として小樽市立病院のような総合病院への直接受診が増加するという懸念については、地域医療を取り巻く厳しい状況のひとつとして認識しております。 小樽市立病院を地域医療支援病院とすることについては、単に受診を制限するためではなく、小樽・後志医療圏における高度急性期・急性期機能を担う中核病院として、地域の医療機関との連携を深め、かかりつけ医との役割分担を行うことで医療提供体制を維持していくための取組です。 小樽市立病院では、地域医療支援病院としての取組をはじめ、地域の医療提供体制の維持・強化に努めてまいりますので、市民の皆様には、引き続き各医療機関の役割を理解していただき、適正な受診への御協力をお願いいたします。

No.	意見等の概要	市の考え方等
14	計画の存在理由(目的、狙い)が記載されていないのではないか。	<p>本計画は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(過疎法)に基づく「過疎地域の持続的発展市町村計画」(過疎計画)を策定することで、財政上の特別措置を活用した地域活性化等の取組を積極的に推進することが可能になり、その上で本市の将来都市像の実現を目指すことを記載しています(本文8ページ)が、策定の趣旨を明らかにするため、計画の冒頭に策定趣旨を記載します。</p> <p>本文冒頭(1ページ)に次のとおり追記 「○計画策定に当たって ・計画策定の趣旨 <u>本計画は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和3年法律第19号)の規定により、過疎地域となる本市の振興と発展の指針とするため、第7次小樽市総合計画及び北海道過疎地域持続的発展方針との整合を図りながら策定するものです。」</u></p>
15	現計画の評価をしてから次期計画を策定すべきであり、評価、改善事項を示すべきである。18ページ「(6)計画の達成状況の評価に関する事項」の記述では不十分である。	現行計画で設定した指標の動きや基本目標(社会減の抑制)の達成状況を毎年度、確認・評価・公表しており、次期計画(原案)はこれを踏まえたものです。
16	計画の担当の大半は小樽市となっているが、本計画の目的を達成するためには、市民にも行うべき事項があるのではないか。	過疎計画は、過疎地域に指定された市町村が地域の持続的発展のために実施する施策を示すものであるため、市の取組に関する記載が中心となっていますが、市民参加と協働によるまちづくりの推進についても記載しています(本文78ページ)。

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。